民有林補助治山事業実施要領の制定について

昭和48年11月27日　48林野治第2235号
最終改正　令和５年３月30日　４林整治第1937号
林野庁長官より都道府県知事あて

民有林補助治山事業実施要領を別紙のとおり制定したので、その取扱いにあたっては遺憾のないようにされたい。

民有林補助治山事業実施要領

第１　趣旨

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の15第４項第４号に規定する治山事業であって、都道府県又は都道府県知事が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するもの（以下「治山事業」という。）の取扱いは、別に定めるもののほかこの要領の定めるところによる。

第２　治山事業の事業区分

治山事業は、次の事業区分により実施するものとする。

１　治山事業

(1)　治山等激甚災害対策特別緊急事業

ア　治山激甚災害対策特別緊急事業

激甚な災害が発生した地区において、再度災害を防止するために一定の計画に基づき緊急かつ集中的に行う復旧整備であって、当該災害発生年の災害関連緊急治山事業（災害関連緊急治山等事業実施要領（昭和62年５月20日付け林野治第1674号林野庁長官通知）第２の１に規定する事業をいう。以下同じ。）に引き続き次年度以降おおむね３年度（当該復旧整備に係る保安施設事業の全体事業費がおおむね30億円以上となる場合は、おおむね５年度）において実施するものに係る保安施設事業（森林法第41条第３項に規定する保安施設事業をいう。以下同じ。）

イ　火山治山激甚災害対策特別緊急事業

火山活動による激甚な災害が発生した地区において、再度災害を防止するために一定の計画に基づき緊急かつ集中的に行う復旧整備であって、当該災害発生年の災害関連緊急治山事業に引き続き次年度以降おおむね５年度において実施するものに係る保安施設事業

ウ　地すべり激甚災害対策特別緊急事業

激甚な災害が発生した地区において、再度災害を防止するために一定の計画に基づき緊急かつ集中的に行う復旧整備であって、当該災害発生年の災害関連緊急地すべり防止事業（災害関連緊急治山等事業実施要領第２の２に規定する事業をいう。）に引き続き次年度以降おおむね３年度（当該復旧整備に係る地すべり防止事業の全体事業費がおおむね30億円以上となる場合は、おおむね５年度）において実施するものに係る地すべり防止工事に関する事業

(2) 山地治山総合対策事業

ア　復旧治山事業

水源の涵(かん)養及び山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備に係る保安施設事業（治山施設の新設と併せて実施する既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能の付加等機能の強化に係るもの、効果的・効率的な治山対策の推進に資するICT等新技術の導入を行い当該新技術の定着又は普及を図るもの、流域生態系保全に資する工法の定着又は普及を図るもの及び同一全体計画区域内の治山施設の新設と併せて既存施設を長寿命化（当初の耐用年数期間以降も当該施設が将来にわたって機能を発揮する状態にするための措置をいう。以下同じ。）して継続使用するための施策を実施するものを含む。以下イからオまでにおいて同じ。）

イ　山地災害重点地域総合対策事業

山地災害重点地域調査（山地災害危険地区の密集地において、航空レーザ計測（レーザ計測密度４点/m2以上のものをいう。）等のリモートセンシング技術等を活用した調査を実施し、又は既存の計測結果を活用して、崩壊地、渓流荒廃地又は崩壊のおそれのある箇所を分析し、工事計画を策定するための調査をいう。）及び重点地域総合治山対策（山地災害重点地域調査等で策定した計画に基づき行う荒廃山地の復旧整備や荒廃危険山地の崩壊等の予防に係る保安施設事業（リモートセンシング技術等を活用した調査で策定した計画に基づき行う警戒避難体制の整備を含む。）をいう。）

ウ　流木防止総合対策事業

流木に起因する災害の未然防止のために渓流の上流から下流までを一体として流木防止総合対策計画に基づき行う、荒廃山地の復旧整備、荒廃危険山地の崩壊等の予防及び荒廃森林等の整備に係る保安施設事業

エ　緊急総合治山事業

災害関連緊急治山事業の着手地区（一部完工以降に限る。）及びその周辺地区において、同事業に引き続きおおむね３年度以内（当該市町村における災害関連緊急治山事業採択地区の事業費総額が３億円以上で、かつ、採択地区数が３以上の場合は、おおむね５年度以内）に、一定の計画に基づき行う荒廃山地の復旧整備及び荒廃危険山地の崩壊等の予防に係る保安施設事業（国有林野内直轄治山災害関連緊急事業の着手地区の周辺地区において行うものを含む。）

オ　緊急予防治山事業

地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵(かん)養及び山地災害の防止のために緊急的に行う荒廃危険山地の崩壊等の予防に係る保安施設事業（南海トラフ地震等が発生した場合に山地災害及び津波の発生が懸念されると認められる地域において行う避難経路としての機能を持つ歩道等施設の整備（津波避難機能施設の整備）を含む。）

カ　緊急機能強化・老朽化対策事業

既存の治山施設を有効活用して、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するために緊急的に行う機能強化対策及び老朽化対策

キ　地すべり防止事業

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第３条第１項の規定に基づき、農林水産大臣が指定した地すべり防止区域（同法第51条第１項第２号に係るものに限る。）内の地すべり防止工事を実施する事業（効果的・効率的な地すべり防止対策の推進に資するICT等新技術の導入を行い当該新技術の定着又は普及を図るもの、流域生態系保全に資する工法の定着又は普及を図るもの及び同一地すべり防止区域内の地すべり防止施設の新設と併せて既存施設を長寿命化して継続使用するための施策を実施するものを含む。）

ク　緊急総合地すべり防止事業

災害関連緊急地すべり防止事業の着手地区（一部完工以降に限る。）及びその周辺地区において、同事業に引き続きおおむね３年度以内（当該市町村における災害関連緊急地すべり防止事業採択地区の事業費総額が３億円以上で、かつ、採択地区数が３以上の場合は、おおむね５年度以内）に、一定の計画に基づき地すべり防止工事を実施する事業

ケ　防災林造成事業

風倒木、山火事、強風、高潮・津波、風浪、なだれ等による被害の防備のためのなだれ防止林、土砂流出防止林、海岸防災林、防風林の造成及びこれと一体的に行う機能の低位な森林の整備に係る保安施設事業（治山施設の新設と併せて実施する既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能の強化に係るもの、低コスト工法や流域生態系保全に資する新工法等の定着・普及を図り効果的・効率的な治山対策の推進に資するもの、なだれ防止林の造成にあっては同一計画区域内の治山施設の新設と併せて既存施設を長寿命化して継続使用するための施策を実施するもの、海岸防災林の機能強化にあっては津波・高潮等潮害の防備のため防潮堤等既存施設の嵩上げ等を単独で実施するもの、津波対策として、生育基盤の地盤高を確保したうえで造成と保育管理を一体で実施するもの又は大規模に森林が焼失した地域（おおむね20ha以上）において森林造成等と一体的に山地の崩壊の予防等のために治山施設を新設するものを含む。）

コ　保安林整備事業

（ア）保安林総合改良事業

森林法第25条第１項第１号から第７号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林の改良整備及び複層林への誘導・造成に係る保安施設事業

（イ）保安林買入事業

森林法第25条第１項第１号から第７号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林又は同項第１号から第７号までに掲げる目的のいずれか及び第10号に掲げる目的を併せて達成するための保安林の買入に係る保安施設事業

（ウ）保育事業

治山事業施行地の森林等の機能が低位な保安林の保育に係る保安施設事業

サ　流域保全総合治山事業

流域保全上重要な水系の上流域に存する森林等において、流域全体にわたる水源涵(かん)養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮に資するため、筋工・柵工などの簡易な土木構造物の設置及びこれらと組み合わせた保安林整備の実施等による森林の浸透・保水機能の向上や流木に起因する災害の未然防止等にかかる保安施設事業及び施設配置等の高度化に資する詳細調査・効果検証を実施するもの

(3) 特定流域総合治山対策

ア　山地治山タイプ

水源の涵(かん)養及び山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防であって、周囲の国有林野内で森林管理局長が実施する荒廃山地の復旧整備等と一体的かつ計画的におおむね５年以内で実施するものに係る保安施設事業

イ　防災林造成タイプ

①なだれの危険防止のための森林の造成、②土砂の流出又は崩壊の防備のための森林の造成及びこれと一体的に行う機能の低位な森林の整備、③海岸における飛砂、潮害、風害又は霧害の防備のための森林の造成、④風害又は霧害の防備のための森林の造成、であって、周囲の国有林野内で森林管理局長が実施するなだれの危険防止のための森林の造成等と一体的かつ計画的に実施するものに係る保安施設事業

ウ　保安林整備タイプ

森林法第25条第１項第１号から第７号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林及び治山事業施行地の森林の改良整備であって、周囲の国有林野内で森林管理局長が実施する保安林等の森林の改良整備と一体的かつ計画的に実施するものに係る保安施設事業

２　特定保安施設事業

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）第７条第２項第４号ロに掲げる保安施設事業

第３　補助対象事業の範囲

国がその一部を補助する治山事業の範囲の基準については、別に定める。

第４　都道府県における治山事業の実施方針

知事は、森林法第４条第５項に規定する森林整備保全事業計画を踏まえ、この計画期間中における都道府県の実態に即した治山事業の実施方針（以下「実施方針」という。）を作成し、実施方針作成年度の１月31日までに林野庁長官（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長を経由して林野庁長官。以下同じ。）に提出するものとする。

第５　民有林補助治山事業における全体計画

１　知事は、治山事業の箇所別の事業計画（以下「全体計画」という。）を作成し、事業開始初年度の前年度の１月３１日までに林野庁長官に提出するものとする。

ただし、特定保安施設事業にあっては、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第19条第１項第２号の特定保安施設事業交付金の交付に関する省令（平成19年農林水産省令第１号）第１条第１項の資料の提出をもって、これに代えることができるものとする。

２　全体計画の作成及び運用については、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。

第６　事業の重要度、優先度に応じた事業実施箇所の重点化

事業の重要度、優先度に応じた事業実施箇所の重点化を図るため、知事は、翌年度に治山事業の実施を計画している全ての新規箇所について、「林野公共事業における事業評価マニュアル（「林野公共事業における事業評価の手法について」（平成14年３月26日付け13林整計第541号林野庁森林整備部計画課長通知）に定められたものをいう。）」第２章「林野公共事業の新規採択時の評価手法の明確化について」に掲げられたチェックリストに基づく評価を行うとともに、その結果を当年度の１月31日までに林野庁長官に提出するものとする。

第７　事業の実施計画

１　治山事業年度計画書の提出等

(1) 年度計画書の提出

ア　知事は、第４の実施方針に基づき、第５の全体計画及び第６の事業実施箇所の重点化を踏まえ、毎年度、翌年度に実施する治山事業に関する計画書（以下「年度計画書」という。）を作成し、当年度の１月31日までに林野庁長官に提出するものとする。

イ　林野庁長官は、アの年度計画書の提出があったときは、当該計画書を審査し、当該年度に関する補助金及び道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第19条第１項第２号の特定保安施設事業交付金（以下「補助金等」という。）の交付額を決定し、これを知事に内示するものとする。

(2) 年度計画書の内容

ア　治山事業の実施目標

イ　山地災害危険地区における治山事業の計画等

ウ　流域別及び事業区分別の事業量

エ　事業実施箇所別の事業実施計画（特定保安施設事業を除く。）

オ　その他必要な事項

(3) 年度計画書の変更

知事は、年度途中において事業実施箇所を廃止し、又は事業実施箇所を追加する場合には年度計画書を変更するものとし、あらかじめ当該変更につき林野庁長官に協議するものとする。

２　治山等激甚災害対策特別緊急事業計画書の提出等

(1) 知事は、激甚な災害が発生した地区において、第２の１(1)に掲げる治山等激甚災害対策特別緊急事業を実施しようとするときは、治山等激甚災害対策特別緊急事業計画書を作成し、林野庁長官に提出するものとする。

(2) 林野庁長官は、(1) の治山等激甚災害対策特別緊急事業計画書の提出があったときは、当該事業計画書を審査し、実施期間及び事業計画額を決定し、これを知事に通知するものとする。

(3) 知事は、(2) の事業計画額の決定通知を受けたときは、速やかに治山等激甚災害対策特別緊急事業実施計画書を作成し、林野庁長官に提出するものとする。

(4) 知事は、(3) の事業実施計画書を変更する場合には、あらかじめ当該変更につき林野庁長官に協議するものとする。

3　設計書の作成等

(1) 設計書の作成

ア　知事は、年度計画書に基づいて補助金等の交付申請をし、又は補助金等の交付申請の変更をしようとするときは、あらかじめ設計書（設計総括書及び箇所別設計書）を作成するものとする。

イ　設計書の作成に当たっては、「治山技術基準」（昭和46年３月27日付け46林野治第648号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」（平成12年３月31日付け12林野計138号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」（平成11年４月１日付け11林野計第133号林野庁長官通知）及び「補助治山事業に伴う損失補償の取扱いについて」（昭和43年１月25日付け43林野治第１号林野庁長官通知）によるものとする。

(2) 設計書の協議

知事は、(1) により設計書を作成する場合には、設計総括書にあっては、そのすべてを、箇所別設計書にあっては、次の各号の１に該当するときは、あらかじめ林野庁長官に協議するものとする（ただし特定保安施設事業に係る箇所別設計書を除く。）。

ア　１箇所の設計額が年度計画書の実施予定額に比較して30％以上増減するとき（増減額が 150万円以下の場合を除く。）

イ　その他必要があるとき

(3) 設計書の変更

知事は、水勢又は地形の変動、その他やむを得ない事由が生じた場合には、設計書の変更を行うことができるものとする。ただし、変更の内容が、次の各号の１に該当するときは、あらかじめ林野庁長官に協議するものとする。

ア　林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年８月11日付け47林野政第 640号農林事務次官依命通知）第９の重要な変更を必要とするとき又は同要綱第17に該当する財産を新たに取得しようとするとき（特定保安施設事業にあっては、特定保安施設事業交付金交付要綱（平成19年３月27日付け18林整治第 2771号農林水産事務次官依命通知）第８の軽微な変更に該当しない変更を必要とするとき、又は同要綱第12に該当する財産を新たに取得しようとするとき。）

イ　アの重要な変更又は軽微な変更に該当しない変更以外の変更であって、変更の内容が、次の各号の１に該当するとき

（ア）治山ダム工、護岸工、水制工及び流路工の施行位置の変更又は新設若しくは廃止

（イ）山腹基礎工（簡易な施設を除く。）の新設又は廃止及び山腹緑化工の施行面積の50％を超える増減（ただし、当初の施行面積が 0.1ha以上のものに限る。）

（ウ）防潮工の断面構造、法線及び高さ（天端及び基礎の標高をいう。）の変更

（エ）地すべり防止工の抑制工（軽易な施設を除く。）及び抑止工の施行位置の変更又は新設若しくは廃止

（オ）その他必要があるとき

第８　特定流域総合治山対策における流域治山対策

第２の１(3)の特定流域総合治山対策を実施する場合には、民有林及び国有林における治山対策を一体的に実施するための「流域治山計画」を、森林管理局長と調整の上、策定する。なお、策定に当たっては、必要に応じて、森林管理局長が実施する治山流域調査（昭和55年４月１日付け55林野第44号林野庁長官通知）も活用することとする。

第９　治山事業連絡調整会議における調整

知事は、実施方針及び全体計画を作成する際には、「治山事業連絡調整会議の設置について」（平成17年11月４日付け17林整治第886号林野庁長官通知）に基づき森林管理局が開催する治山事業連絡調整会議における調整内容を踏まえて作成するものとする。

第10　維持管理・更新等

１　知事は、「林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成26年８月19日付け26林整計第292号林野庁長官通知）に留意するとともに、自ら管理する治山施設について策定する個別施設計画を踏まえ、治山施設の維持管理・更新等を計画的に実施するなど、治山事業施行地の適正な機能の確保に努めるものとする。

２　知事は、事業実施年度の翌年度の４月30日までに事業区分ごと及び事業実施箇所ごとに事業の内容、施設の点検整備の状況等を記録した治山台帳を作成し、保管するものとする。

第11　様式

治山事業実施方針の提出、年度計画書の提出及びその変更の協議、治山等激甚災害対策特別緊急事業計画書の提出、設計書の提出及びその変更の協議、流域治山計画書の提出並びに治山台帳は、別記様式によるものとする。

第12　その他

１　この要領は、昭和49年度事業及び昭和49年度発生災害より適用する。ただし、この要領の施行以後に作成される治山台帳については,この要領によるものとし、「治山事業工事台帳規程」（昭和26年４月20日付け治山課長通達）は適用しないものとする。

２　「昭和35年以降発生災害荒廃地復旧事業の取扱いについて」（昭和35年8月30日付け35林野指第6421号）及び「保安林および保安施設地区の森林の被害報告について」（昭和48年１月25日付け47林野治第100号）は、昭和48年12月31日廃止し、「補助治山事業の設計書の取扱いについて」（昭和43年１月29日付け43林野治第58号）は昭和49年３月31日に廃止するものとする。

３　「地方農政局、森林管理局及び沖縄総合事務局に公共事業に関する事務について主体的かつ一体的に処理させる場合の事務の取扱いに関する訓令」（平成13年農林水産省訓令第８号）に基づき、沖縄県における保育事業に関しては、第７の１（１）イのうち「林野庁長官は、（１）の年度計画書の提出があったときは、当該計画書を審査し、当該年度に交付する補助金の配布予定額を決定し」とあるのは「沖縄総合事務局長は、（１）の年度計画書の提出があったときは、当該計画書を審査し、財政法（昭和22年法律第34号）第34条の３第１項に規定する支出負担行為の実施計画の一部となる計画に関する書類を林野庁長官に送付する。林野庁長官は、当該年度に交付する補助金の配布額を決定し、沖縄総合事務局長に通知する。沖縄総合事務局長は」と、第７の１（３）、３（２）及び３（３）のうち「林野庁長官に協議」とあるのは、「沖縄総合事務局長に協議し、沖縄総合事務局長は当該協議結果を林野庁長官に送付」と読み替えて適用する。

４　治山事業において植栽、下刈、本数調整伐等の森林整備を実施した場合には、森林関連情報の整備の仕組みとして、「森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について」（平成２４年３月30日付け23林整計第339号林野庁長官通知）の２に基づき、森林整備の履歴の情報等について、森林簿等に適切に反映させるため、都道府県及び市町村の林務担当部局間で情報共有を図るよう努めるものとする。

附　則

１　この通知は、令和５年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の民有林補助治山事業実施要領（昭和48年11月27日付け48林野治第2235号林野庁長官通知）に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

別記様式
様式１

番　　号
年　月　日

殿

県（都道府）知事　氏　　名

治山事業実施方針の提出について

治山事業実施方針を別紙のとおり提出します。

（別紙）

治山事業実施方針
（○○年度～○○年度）

県（都道府）

項　　目	説　　明
基本方針 他事業との関連 その他	

記載注意
1　基本方針には、流域（森林計画区）概況・特性、整備の基本方針、実施目標等について記入する。
2　他事業との関連は、砂防、ダム、河川事業等との関連について記入する。
3　その他は、方針作成に当たっての特記事項、実施体制、計画実施上の問題点及びその対策について、記入する。

様式２

番　　号
年　月　日

殿

県（都道府）知事　氏　　名

○○年度治山事業年度計画書の提出について

○○年度治山事業年度計画書を下記のとおり提出します。

記

1　　○○　　年度治山事業計画目標
2　　○○　　年度治山事業計画総括表
3　　○○　　年度治山事業計画経費区分表
4　　○○　　年度治山事業流域別計画表
5　　○○　　年度○○事業計画明細表
6　　○○　　年度○○事業箇所別実施計画表
7(1)　○○　　年度主要労務資材アップ率算出基礎表
(2)　○○　　年度治山事業単価表
8　　○○　　年度治山事業計画位置図

1　○○年度治山事業計画目標

県（都道府）

項　目	計　画　目　標
計画規模 (1) 重点事項 (2) 事業別目標 (3) 流域別目標 山地災害危険地区における治山事業の計画等 他事業との関連 そ　の　他	

記載注意

1　森林整備保全事業計画の進捗度、災害の発生状況、地域開発の状況、保全対象等からみた計画規模及び計画目標を簡潔に記載する。
2　山地災害危険地区における計画は、山地災害危険地区における治山事業の実施方針、計画等、山地災害危険地区対策について簡明に記載する。
3　他事業との関連は、砂防、ダム、河川事業等との関連について簡明に記入する。
4　その他は、実施体制、計画実施上の問題点について簡明に記入する。

2　○○年度治山事業計画総括表

（区分　　）　　県（都道府）

事　業　区　分	前年度当初予算（A）	○○年度計画（B）	対前年比（B/A）	○○年度計画箇所数	備　考

記載注意

1　所管区分ごとに別葉とし、所管区分ごと合計した表も作成する。また、琵琶湖、水源地域に係る数値は〈　〉内書とする。
2　事業区分は、当該年度の予算費目に応じて最小の単位（目、目細、目細々、積算内訳までの区分を言う。）まで細分して記入する。
3　金額は工事費とし、単位千円で記入する。
4　対前年比は、小数点以下２位四捨五入１位止めとする。
5　国庫債務負担行為に係る数値は、歳出年度に含め上段（　）内書とする。

3　○○年度治山事業計画経費区分表

（区分　　）　　県（都道府）

事業区分	工事費					設計監督費	合計	備考
	本工事費	機械器具費	営繕費	工事雑費	計			
合計								
工事費に対する比率								

記載注意

1　所管区分ごとに別葉とする。
2　金額は、単位千円とする。
3　工事費に対する比率は%（小数点以下２位四捨五入１位止）で記入する。
4　備考には、機械器具費、営繕費の内訳を簡明に記入する。

4　○○年度治山事業流域別計画表

（区分　　）　　県（都道府）

事　業　区　分	流　　域	○○年度～○○年度 実　績　累　計	○○年度計画	備　　考

記載注意

1　その他の事項は「様式２－２　○○年度治山事業計画総括表」記載注意に準ずる。

2　流域欄には、森林計画名を記入する。

5　○○年度○○事業計画明細表

（区分　　）　　県（都道府）

流域	箇所		実施計画										＊事業実施状況							
	番号	郡(市)町 (村)大字字	保安林	災害内容	特殊立法区分	新継別	計画		順位	採択区分	＊協議額	実施予定額	当初設計				変更設計			変更申請額
							本工事費等	計画内容					協議月日	設計額	協議結果	申請額	協議月日	設計額	協議結果	

記載注意

1　事業区分ごと、所管区分ごとに別様とする。

2　番号は、事業区分ごと一連番号とし、「様式２－６　○○年度○○事業箇所別実施計画表」の番号と一致させる。

3　保安林は、保安林種を略号で記入する。（例　指定済･･･ ㊌ 、指定予定･･･水、指定済保安施設地区･･･ ㊍ 、指定保安施設地区･･･施）なお、保安林編入年（指定予定のものは、指定予定年月日）を併記する。

4　災害内容は、災害の発生年を記入する。なお、山地災害危険地区（略号･･･ ㊐ ）、都市周辺及び集落（略号･･･ ㊏ ）に該当する場合は、その旨を併記する。

5　特殊立法等の区分は、次の特殊立法等について略号で記入することとし、同一箇所で重複するものは併記する。

(1) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第１項に規定する豪雪地帯･･････豪
　　同条第２項に規定する特別豪雪地帯･･･ ㊟

(2) 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）･･･土

(3) 琵琶湖総合開発特別措置法（昭和47年法律第64号）･･･琵

(4) 水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）･･･源

(5) 林業振興地域育成対策事業実施要領（昭和55年４月７日付け林野計第139号農林水産事務次官依命通知）･･･林

6　新継別は、新規着工の場合は、新、継続着工の場合は、継と略号で記入する。

7　金額は、単位千円とする。

8　計画内容は、主たる工種、数量を記入する。（例　コンクリート治山ダム１基500㎥、山腹工0.5ha）

9　＊欄は空欄とする（以下各様式も同様とする。）。

10　実施予定額は、打ち合わせ終了後内示に基づいて記入する。

11　各事業の最終欄に「その他経費」欄を設け、機械器具費、営繕費、工事雑費を一括計上し、事業別の合計は、「様式２－２　○○年度治山事業計画総括表」の工事費と一致させる。

6　〇〇年度〇〇事業箇所別実施計画表

（1）ーア　　計画表（保安林整備事業、海岸防災林造成事業、なだれ防止林造成事業（全体計画タイプ）及び防風林造成事業以外の防災林造成事業及び治山等激甚災害対策特別緊急事業を除く。）

県（都道府）

計画番号		流域名		事業名		施工予定期間		森林の機能区分	
箇　所				採択基準		新継別		事業評価	

全　体　計　画			実　施　済		〇〇　年　度　計　画			協　議　額			次　年　度　以　降　計　画			保安林種及び指定年月日	地すべり防止区域指定年月日
工　種	数　量	本工事費等	数　量	本工事費等	数　量	単　価	本工事費等	数　量	単　価	本工事費等	数　量	単　価	本工事費等		
合計				（　　）											

事業対象区域面積		荒廃地等面積	
整備対象区域面積		荒廃森林面積	
森林面積		地すべり地面積	
保安林面積		土砂量	
保安林率		既往の災害等	
主要樹種		災害の種類	
人天割合		災害発生年次	
林　齢		被災状況	
疎密度		山地災害危険地区	
保　全　対　象		山腹崩壊	
人　家		土砂流出	
工場・旅館等		地すべり	
（換算戸数）		なだれ	
学　校		参　考　事　項	
官公署		地　質	
病　院		年平均降水量	
鉄　道		他事業との関連	
道　路			
港　湾		協議結果	
田			
畑			
1・2級河川			
その他			
その他			

記載要領

1 各記載欄は、全体計画作成等要領（平成14年6月12日付け14林整治409号。以下「全体計画」という。）第6の様式1及び2について（以下「全体計画様式」という。）の記載内容と一致させる。

2 海岸防災林造成事業、防風林造成事業における保全対象欄は、当該年度に該当するものを記入する。

3 金額は、単価は単位円、本工事費等は単位千円とし、実施済額本工事費等の合計の欄の下段（）内に進捗率を記入する。

4 測量設計費、付帯工事費、用地費及び補償費を必要とする箇所はその内容、必要額を記入する。

5 現場管理費、一般管理費等は、工種欄に「その他」の項を設け、一括して必要額を計上する。

6 事業評価の欄は、再評価の実施（予定）年度及びその内容を記入する。

7 その他の欄は、採択基準に係る事項等を記入し、必要に応じて関係資料を添付する。

8 緊急総合治山事業及び緊急総合地すべり防止事業については、他事業との関連の欄に災害関連緊急治山事業、国有林野内直轄治山災害関連緊急事業又は災害関連緊急地すべり防止事業の着手年月日等を記載する。

9 山地災害重点地域総合対策事業については、その他の欄に森林面積100km2当たりの山地災害危険地区数、土砂災害警戒情報、大雨特別警報又は震度5弱以上の地震の観測状況を記載する。

10 緊急予防治山事業については、その他の欄に山地災害危険地区の山腹崩壊危険度、保全対象の被災危険度（被災危険度が「a2」評価以外の場合には、保全対象とする道路の避難経路等への指定状況）又は当該事業実施箇所の下流に位置する山地災害危険地区数、山腹崩壊危険度、保全対象の被災危険度等を記載する。

11 緊急機能強化・老朽化対策事業については、その他の欄に山地災害危険地区の山腹崩壊危険度、保全対象の被災危険度（被災危険度が「a2」評価以外の場合には、保全対象とする道路の避難経路等への指定状況）等を記載する。

12 海岸防災林造成事業については、〇〇年度計画の数量欄の合計欄の上段に当該年度の施工延長を（）内に記入する。

13 防風林造成事業については、その他の欄に保全対象の存する区域の面積を記入する。

14 その他の事項については、全体計画様式１－１の記載要領に準ずる。

６－（１）－イ　復旧治山事業又は地すべり防止事業計画表（先進技術等の実証）

県（都道府）

計画番号		流域名		事業名		施工予定期間		森林の機能区分	
箇　所				採択基準		新継別		事業評価	

実施する工法の内容		保安林種及び指定年月日	地すべり防止区域指定年月日
○コストの縮減を図る工法の内容等			

全　体　計　画			実　施　済		○○　年　度　計　画			協　議　額			次　年　度　以　降　計　画		
工　種	数　量	本工事費等	数　量	本工事費等	数　量	単　価	本工事費等	数　量	単　価	本工事費等	数　量	単　価	本工事費等
合計				（　　）									

事業対象区域面積		荒廃地等面積	
整備対象区域面積		荒廃森林面積	
森林面積		地すべり地面積	
保安林面積		土砂量	
保安林率		既往の災害等	
主要樹種		災害の種類	
人天割合		災害発生年次	
林　齢		被災状況	
疎密度		山地災害危険地区	
保　全　対　象		山腹崩壊	
人　家		土砂流出	
工場・旅館等		地すべり	
（換算戸数）		なだれ	
学　校		参　考　事　項	
官公署		地　質	
病　院		年平均降水量	
鉄　道		他事業との関連	
道　路			
港　湾		協議結果	
田			
畑			
1・2級河川			
その他			
その他			

記載要領

1 様式（1）－ア計画表（以下「様式（1）－ア」という。）の記載要領に準ずる。

2 ICT等新技術を導入し行う場合は、当該内容を記入する。ICT等新技術の対象とする内容は次に掲げるものとする。

・測量設計、起工測量、品質管理、出来形管理におけるレーザ計測の導入、遠隔臨場の導入等の施工準備や工事の段階検査に係る効率化・省力化に資する取組

・UAV（無人航空機）を活用した崩壊地の緑化、軽量な資材による施工方法の導入等の工事施工に係る効率化・省力化に資する取組

-

６－（１）－ウ　保安林総合改良事業計画表

県（都道府）

計画番号		流域名						施工予定期間						森林の機能区分			
箇　所							採択基準			新継別				事業評価			
被災前の状況							現　　況							保安林種及び指定年月日		所有形態	
樹種	人天割合	林齢	疎密度	混交歩合	生育状況	樹種	人天割合	林齢	疎密度	混交歩合	下層植生	林地荒廃状況等				既往の災害等	
														事業対象区域面積		災害の種類	
														整備対象区域面積		災害発生年次	
														森林面積		被災状況	
全体計画（○年度～○年度）					実施済		○○　年　度　計　画			協　議　額				保安林面積		参　考　事　項	
事業内容	数　量	単価	本工事費等		数　量	本工事費等	数　量	単価	本工事費等	数　量	単価	本工事費等		保安林率		地　質	
														荒廃森林面積		年平均降水量	
														保　全　対　象		他事業との関連	
														人　家			
														工場・旅館等			
														（換算戸数）		その他	
														学　校			
														官公署			
														病　院			
														鉄　道			
														道　路		協議結果	
														港　湾			
														田			
														畑			
														1・2級河川			
合計						（　　）								その他			

記載要領

1 事業内容欄は、改植、補植、本数調整伐、複層林造成、簡易施設とし、簡易施設については工種ごとに記入する。

2 所有形態欄は都道府県、市町村、財産区、共有、法人、その他に分けて記入する。

3 林地荒廃状況等の欄は、森林の被災状況、表土の流出等、採択基準との関係から事業の必要性を説明できる現象の内容を記入する。

4 その他の欄は、採択基準に係る事項、他事業の実施状況（保安林指定後の造林状況、被害後の改良状況等）等を記載し、必要に応じて関係資料を添付する。

5 その他の事項については、様式（１）－アの記載要領に準ずる。

６－（1）－エ　保育事業計画表

県（都道府）

大分類 流　域	計画 番号	箇　所			採　択　基　準		施工対象地概要				水源地域整備事業実　施（予定）年　度	保安林 種　等	現　況		○○年度実施計画				区分	協議額	協議 内容
		郡（市）	町（村）	大字	番号	内　容	施工 年度	事業種	面積	植栽 樹種			林齢	生育 状況	工　種	面　積	単　価	本工事 費等			

記載要領

1 施工対象地概要欄は、当該箇所の概要を次により記入する。

（1） 施工年度が2年以上にわたる場合は、○○年度～○○年度のように記入する。

（2） 事業種は、この要領の事業区分により区分する。また、治山事業以外で植栽したものは、その事業名等を記入する。

（3） 天然林は、施工年度欄に(天)と記入し、面積の欄を記入する。

（4） 面積の記入に当たっては、小数点以下2位を四捨五入し1位止めとする。

2 採択基準の内容の欄は、採択基準の番号が1及び3の場合の既往の治山事業施行地及び治山施設の施行年度並びに主な工種等施行内容を記入する。

3 保安林種等欄は、略号で記入する。（例　水源かん養保安林…(水)　保安施設地区…(施)　）

4 生育状況欄は、良、中、不良に区分する。

5 ○○年度実施計画欄は、次により記入する。

（1） 工種は、下刈、追肥、雪起し、除伐、本数調整伐、受光伐、つる切り、枝落とし、部分補植、鳥獣害防止施設等整備等とする。

（2） 面積の記入に当たっては、小数点以下2位を四捨五入し1位止めとする。

6 その他の事項については、様式（1）－アの記載要領に準ずる。

６－（１）－オ－（ア）　保安林買入事業計画表

県（都道府）

地区名					流域名				
所在地									
地区の現況									
所有形態別面積	公有林				私有林				計
	都道府県有林		市町村有林		個人有林		その他の私有林		
	ha		ha		ha		ha		ha
保安林の指定状況	保安林種		実測又は見込み面積		指定（予定）年月日		指定施業要件		
	1～7号		ha						
	10号	保健保安林							
他法令等の適用状況									
買入計画区域の現況									
所有状況	区分		土地		立木		権利		
			面積	所有者数	蓄積	所有者数	権利の名称	面積	所有者数
	私有林	個人有林							
		その他の私有林							
	計								
地況	標高		地質		平均傾斜		土壌		
林況	区分	天然林	人工林	無立木地	附帯地	計			
	面積								
	主要樹種混交割合								
	林齢								
	ha当たり蓄積								
生活環境型	周辺の開発状況			保健休養型	自然的特性				
	生活環境保全機能発揮状況				利用状況				
最寄り都市の人口、距離及び交通									
人口	10km圏内人口		20km圏内人口		30km圏内人口				
森林整備等の計画概要									

６－（１）－オ－（イ）　保安林買入事業年度別計画表

県（都道府）

区　分	全体計画		実施済		○○年度計画		次年度以降計画	
	数　量	金　額	数　量	金　額	数　量	金　額	数　量	金　額
土　地	ha	千円	ha	千円	ha	千円	ha	千円
立　木	m3		m3		m3		m3	
権　利								
計								
そ の 他								
合　計								

記載要領

1　保安林指定未済の場合には、保安林の指定状況欄に指定保安林種及び指定予定年月日を（　）書きする。

2　他法令等の適用状況欄は、他法令等の名称、指定区域、地区等の名称、施業制限の内容等について記入する。

3　所有状況欄の権利の面積は、権利の設定されている面積を記入する。

4　自然的特性欄は、優れた景観、動植物等の状況を記入する。

5　利用状況欄は、キャンプ、ハイキング等の利用状況及び年間入り込み者数を記入する。

6　生活環境保全機能発揮状況欄は、当該森林が、現に市街地等の生活環境保全形成のために機能を発揮している状況を記入する。

7　最寄り都市の人口、距離及び交通欄は、最寄り都市が2都市以上ある場合には、それぞれ人口、距離及び定期交通ルートを記入し、交通は、周辺の主要都市からの定期的交通ルートを記載する。

8　森林整備等の計画概要欄は、林相改良等の機能強化事業の計画概要について記入する。

9　年度別計画表の土地等の金額は、工事費で記入し、その他欄には、設計監督費を記入する。

10　本表の面積の記入に当たっては、小数点以下第3位を四捨五入し2位止めとする。また、蓄積に記入に当たっては、小数点以下第1位を四捨五入し、整数止めとする。

11　その他の事項については様式（1）－アの記載要領に準じる。

６－（１）－カ　　防災林造成事業計画表

県（都道府）

計画番号		流域名		事業名		施工予定期間		森林の機能区分		所有形態		被災原因	
箇　所				採択基準		新継別		事業評価		被災年次		被災面積	

全体計画			実施済		○○　年　度　計　画			協　議　額			次年度以降計画			保安林種及び指定年月日		被災前の状況	
工　種	数　量	本工事費等	数　量	本工事費等	数　量	単　価	本工事費等	数　量	単　価	本工事費等	数　量	単　価	本工事費等			人天別	
														事業対象区域面積		樹種	
														整備対象区域面積		混合歩合	
														森林面積		林齢	
														保安林面積		疎密度	
														保安林率		生育状況	
														保　全　対　象			
														田		現　況	
														畑		人天別	
														そ の 他 農 地		樹種	
														家　屋		混合歩合	
														公 共 建 物		林齢	
														用　水　路		疎密度	
														県 ・ 国 道		下層植生	
														市 町 村 道		協議結果	
														林　道			
														鉄　道			
														た　め　池			
														用 排 水 施 設			
														その他			
														林 地 荒 廃 状 況			
合計				（　　）													

記載要領

1 事業名欄は、なだれ防止林造成事業、土砂流出防止林造成事業のいずれかを記入する。
2 所有形態欄は、都道府県、市町村、財産区、共有、個人その他に分けて記入する。
3 事業内容欄は、新植、改植、補植、簡易施設とし、簡易施設については工種別ごとに記入する。
4 その他の事項については、様式（１）－アの記載要領に準じる。
5 大規模に森林が焼失した地域において、森林造成等と一体的に山地の崩壊の予防等のため治山施設を新設する場合は、林地荒廃状況の欄に林野火災等の状況（発生年度、焼損面積等）を記載する。

６－（１）－キ－（ア）　特定流域総合治山対策計画表

県（都道府）

計画番号		流域名		事業名		施工予定期間		森林の機能区分	
箇　所				採択基準		新継別		事業評価	

実施する工法の内容	○保安林管理道の整備等	保安林種及び指定年月日	地すべり防止区域指定年月日
○治山施設の整備の内容 ○防災林の造成・整備の内容	○山地災害情報の提供等 ○防災対策に係るソフト対策		

全体計画			実施済		○○年度計画			協議額			次年度以降計画			事業対象区域面積		荒廃地等面積	
工種	数量	本工事費等	数量	本工事費等	数量	単価	本工事費等	数量	単価	本工事費等	数量	単価	本工事費等	整備対象区域面積		荒廃森林面積	
														森林面積		地すべり地面積	
														保安林面積		土砂量	
														保安林率		既往の災害等	
														主要樹種		災害の種類	
														人天割合		災害発生年次	
														林　齢		被災状況	
														疎密度		山地災害危険地区	
														保　全　対　象		山腹崩壊	
														人　家		土砂流出	
														工場・旅館等		地すべり	
														（換算戸数）		なだれ	
														学　校		参　考　事　項	
														官公署		地　質	
														病　院		年平均降水量	
														鉄　道		他事業との関連	
														道　路			
														港　湾		協議結果	
														田			
														畑			
														1・2級河川			
														その他			
														その他			
合計				（　　）													

記載要領

1 様式（1）－アの記載要領に準ずる。

様式６－（１）－キ－（イ）

１．流域治山計画書

○○流域治山計画
（○○年度～○○年度）

事業実施主体：　○○森林管理局・○○（支）署（センター）
○○（都道府県）

項　　目	説　　明
１　流域の概況・特性	①流域内の国有林・民有林面積、保安林面積
	②地形、地質、気象条件
	③近年の災害発生状況
	④山地災害危険地区の着手状況
	⑤荒廃地等の状況
２　事業実施の基本方針	①流域の概況・特性を踏まえた事業実施の方針（山地災害危険地区の着手状況、荒廃地等の現況を踏まえ、重点的に事業を実施する区域を含め、山地災害対策等の実施方針について記載）
	②国有林・民有林連携の方針（効果的な事業実施に向け、事業連携の方針、特定流域総合治山対策の取組方針等について記載）
３　流域内の事業実施の目標	流域内の事業実施の成果目標（森林整備保全事業計画に示された成果目標を踏まえ、周辺の森林の山地災害防止機能が確保された集落数などを国有林・民有林一体のものとして記載）
４　その他	計画作成に当たっての特記事項、計画実施上の問題点及びその他対策

２．添付資料

（１）流域治山計画図

当該計画期間内における、国有林及び民有林における施設配置（若しくは調査等の結果、施設配置が必要と判断されるところ）を記載した図面（国有林における地域別の森林計画と地域森林計画との整合のとれたもの）。

（２）その他国有林による「治山流域別調査」等流域治山計画策定に係る調査により得られたデータや実施予定箇所の写真等を添付。

３．記載要領

（１）流域の単位は「森林計画区」とする。

（２）計画期間は概ね５年間を基本とする。

（３）流域治山計画は、事業の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直すこととする。

（４）「１　流域の概況・特性」の「荒廃地等の現況」には、流域内の荒廃地、荒廃危険地、地すべり地及び機能低位な森林の現況として、それぞれの分布状況等について記述する。なお、箇所数や面積を記載しても差し支えない。

（５）「２　事業実施の基本方針」の「連携事業の方針」は、事業計画に関する情報交換、山地災害発生時の情報連絡体制や支援体制の整備、国有林・民有林が近接している地域における整備・保全方針（特定流域総合治山対策に係るものを除く）等について記述する。

（６）「２　事業実施の基本方針」の「特定流域総合治山対策の取組方針」は、既に実施している事業の方針に加え、新たな事業箇所への取組の方針について記述する。

（７）当該計画書には、地域治山計画図（２（１））として、森林計画区における国有林・民有林における施設配置等の計画を示した図面（20万分の１地形図等）を添付する。図面には、重点的に実施する区域を図示すること。

（８）計画的かつ重点的に実施する地域毎の図面により作成する場合は、森林計画区の全体が把握できる図面を別に添付し、地域毎の図面の森林計画区における位置関係が分かるように示すこと。

（９）治山施設の配置等を図面に示す場合の工種や記載方法は、「民有林補助治山事業実施要領の制定について」の図面作成要領に基づくものとし、着色については、原則以下のとおりとする。なお、必要に応じ、民国別、工種別の配置計画が明確になるよう必要な情報を付すこととする。

凡例　既設：緑
当年度（計画策定年度及び次年度）計画：赤
将来計画：黄色（施行予定年度が判別できるように年度を付す）

６－（1）－ク　流木防止総合対策計画表

県（都道府）

計画番号		流域名		施工予定期間	○○年度～○○年度（○年間）
事業名		採択基準		箇所	

1　流域の概況・特性

2　事業の実施方針及び計画の妥当性

3　関係機関による協議会等の設置状況

4　年度別計画

番号	年度	工種	数量	単価	本工事費

4　その他特筆すべき事項

■　計画区域

記載要領

1 流域の概況・特性は、当該箇所における地形、地質、気象状況、近年の山地災害の発生状況、荒廃地等の現況及び危険木等の分布状況を記載する。

2 事業の実施方針及び計画の妥当性は、1を踏まえ、流木対策の必要箇所を特定し、事業の実施方針及び計画の妥当性を記載する。

3 関係機関による協議会等の設置状況は、流木防止に関する、林業関係部局、土木関係部局、関係団体等による協議会の設置状況、協議状況等を記載する。

4 年度別計画のそれぞれの欄は、該当項目を記載する。金額は、単価は単位円、本工事費等は単位千円とする。

5 その他特筆すべき事項は、流木防止総合対策事業において、流木捕捉式治山ダム等に堆積した流木等の林外への搬出・処理、航空レーザ計測等を活用した工事計画の策定、流木対策に係る技術的課題の検証を行う場合にあっては、その概要を記載する。

6 計画区域欄は、当該箇所の実施区域の平面図（原則として国土地理院発行の1万分の1～2.5万分の1の地形図）を記載する。また、これにより難い場合は、任意の地形図等により適宜作成する。併せて、年度別計画の一覧表の番号を平面図に図示する（詳細は、民有林補助治山事業全体計画作成等要領全体計画様式１－4に準ずるものとする。）。

６－（1）－ケ　　火山噴火緊急減災対策計画表

県（都道府）

計画番号		流域名		事業予定期間	○○年度～○○年度（○年間）
事業名		採択基準		箇所	

1　流域の概況・特性

2　事業の実施方針及び計画の妥当性

3　年度別計画

番号	年度	工種	数量	単価	本工事費等(千円)

4　その他特筆すべき事項

■　計画区域

記載要領

1 流域の概況・特性は、当該箇所における地形、地質、気象状況、火山の活動状況、荒廃地等の現況等を記載する。
2 事業の実施方針及び計画の妥当性は、1を踏まえ、対策の必要箇所を特定した上で記載する。
3 年度別計画の単価は単位円、本工事費等は単位千円で記載する。
4 その他特筆すべき事項は、治山施設の機能強化対策や老朽化対策と併せて、既存治山施設の排土、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置を実施する場合は、過去3年度内における最も高い噴火警戒レベルを記載する。
5 計画区域欄は、当該箇所の実施区域の平面図（原則として国土地理院発行の1万分の1～2.5万分の1の地形図）を記載する。また、これにより難い場合は、任意の地形図等により適宜作成する。
併せて、年度別計画の一覧表の番号を平面図に図示する（詳細は、民有林補助治山事業全体計画作成等要領全体計画様式1－4に準ずるものとする。）。

６－（1）－コ　　激甚災害緊急減災対策計画表

県（都道府）

計画番号		流域名		事業予定期間	○○年度～○○年度（○年間）
事業名		採択基準		箇所	

1　流域の概況・特性

2　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき激甚災害として指定された災害名

3　山地災害危険地区番号及びその危険度（山腹崩壊危険度等及び被災危険度）

4　事業の実施方針及び計画の妥当性

5　年度別計画

番号	年度	工種	数量	単価	本工事費等(千円)

6　その他特筆すべき事項

■　計画区域

記載要領

1 流域の概況・特性は、当該箇所における地形、地質、気象状況、近年の山地災害の発生状況、荒廃地等の現況及等の分布状況を記載する。
2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき激甚災害として指定された災害名は、局地激甚災害に指定された場合にあっては、災害名に併せて市町村名を記載する。
3 事業の実施方針及び計画の妥当性は、1を踏まえ、対策の必要箇所を特定した上で記載する。
4 年度別計画の単価は単位円、本工事費等は単位千円で記載する。
5 その他特筆すべき事項は、当該箇所における特殊事情等（自然公園法指定区域等）を記載する。
6 計画区域欄は、当該箇所の実施区域の平面図（原則として国土地理院発行の1万分の1～2.5万分の1の地形図）を記載する。また、これにより難い場合は、任意の地形図等により適宜作成する。
併せて、年度別計画の一覧表の番号を平面図に図示する（詳細は、民有林補助治山事業全体計画作成等要領全体計画様式1－4に準ずるものとする。）。

(2) 計画図

計画図は計画平面図、縦横断図、構造図とし、次により作成する。

ただし、保安林管理道の作設にあっては、位置図（縮尺２万５千分の１から20万分の１の地形図）、計画平面図（縮尺２千５百分の１又は２万５千分の１）、縦断図面、横断図（20m間隔及びその他必要な地点）、構造図とし、保安林整備事業にあっては、位置図（縮尺２万５千分の１から5万分の１の地形図）及び事業計画図（縮尺5千分の１）とする。

ア　縮尺は適宜とする。

イ　計画平面図及び事業計画図には、全体計画の工種配置、既設工事、当該年度の計画、他事業の実施状況、被災保安林の区域等を入力する。また、当該年度計画の主要工作物には、長さ、高さ、天端厚、下流法、体積等を記入する。

なお、海岸に築造する工作物の場合は、その構造図、汀線からの距離、潮位と工作物の高さ等の関係及び計画高決定の因子等を明記する。

ウ　位置図には周辺の保安林の位置、被災保安林の区域、計画区域等を記入する。

エ　保安林管理道の位置図及び計画平面図には、次の事項を記載する。

(ｱ) 対象区域・・・・・桃色線で周囲を囲む。

(ｲ) 保安林区域・・・・・淡青色線で周囲を囲む（非皆伐施業保安林は、淡青で塗る。）。

(ｳ) 治山施設の配置・・・・・設計書作成要領の工種により、当該年度計画は赤、既設は緑、将来計画は黄で記入し、施工（予定）年度の数字を丸囲いして記入する。

(ｴ) 保安林整備区域等・・・・・計画は赤、既設は緑で塗り、将来計画は黄緑で周囲を囲み、施工（予定）年度の数字を丸囲いして記入する。

(ｵ) 地区指定事業の区域・・・・・地区指定事業区域を、計画は淡赤線、既設は淡緑線で周囲を囲む。

(ｶ) 林道・・・・・既設は黒実線、計画黒破線で記入する。

(ｷ) 保安林管理道・・・・・開設は赤実線、改良は赤破線で記入することとし、そのうち当該年度計画分と将来計画の区分が分かるようにする。

(3) 状況写真

状況写真は、計画対象地の全景、荒廃状況、被害状況、保全対象、計画位置、既設工作物との関連状況等が判断できる写真とし、写真には主要工作物状況及び周辺の環境状況等が判別できるよう留意する。

7－（1）

○○年度主要労務資材アップ率算出基礎表

県（都道府）

区分	名称	単価					備考
		前年度		○○年度（C）	アップ率		
		当初(A)	最終(B)		C/A	C/B	
		円	円	円	%	%	

記載注意
1　主要労務及び主要資材について記入する。
2　アップ率の記入に当たっては、小数点以下2位四捨五入し、1位止めとする。

7-（2）

○○年度治山事業単価表

県（都道府）

事業区分	工種	前年度単価		○○年度単価（C）	アップ率		算出根拠									備考
							構成比			アップ率						
										対当初			対最終			
		当初（A）	最終（B）		C/A	C/B	労務	資材	その他	労務	資材	その他	労務	資材	その他	
		円	円	円	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	

記載注意
1　都道府県内の標準的な単価について作成する。
2　アップ率、構成比の記入に当たっては、小数点以下2位四捨五入し、1位止めとする。

８　〇〇年度治山事業計画位置図

(1)　都道府県全体図（20万分の１地形図、北海道は60万分の１地形図）を用いて作成する。

(2)　計画位置を次の事業別記号及び色別により記入し、「様式２－５　〇〇年度〇〇事業計画明細表」と同一番号を付する。

治山激甚災害対策特別緊急	赤	治激
火山治山激甚災害対策特別緊急	赤	火激
地すべり激甚災害対策特別緊急	赤	地激
復旧治山	赤	復
山地災害重点地域総合対策	赤	重点
流木防止総合対策	赤	流木
緊急総合治山	赤	緊総
緊急予防治山	黄	緊予
緊急機能強化・老朽化対策	赤	緊機
地すべり防止	茶	地
緊急総合地すべり防止	茶	緊地
なだれ防止林造成	紫	な
土砂流出防止林造成	紫	流
海岸防災林造成	紫	海
防風林造成	紫	風
保安林総合改良	紫	保総
保安林買入	紫	買
保育	紫	育
流域保全総合治山	青	流域

なお、離島振興法（昭和28年法律第72号）適用の計画にはリを付する。

(3)　大分類流域界は、赤太線（2mm）で区画した流域名を付する。
(4)　国有林は、淡緑色、砂防計画は黒色砂、既設保安林は淡青、計画保安林は淡青ハッチとする。
(5)　治山計画箇所の代表的な写真を添付する。

様式３

番　　号
年　　月　　日

殿

県（都道府）知事　氏　　名

〇〇年度治山事業年度計画書の変更協議について

〇〇年度治山事業年度計画書を下記の通り変更したいので協議します。

記

１．〇〇年度　治山事業変更計画総括表
２．〇〇年度　〇〇事業変更計画明細表（廃止の場合は提出を要しない。）
３．〇〇年度　〇〇事業変更箇所別実施計画表（廃止の場合は提出を要しない。）

記載注意
(1)「２．〇〇年度　〇〇事業変更計画明細表」の様式は「様式２－５　〇〇年度　〇〇事業計画明細表」を、「３．令和〇〇年度　〇〇事業変更箇所別実施計画表」の様式は「様式２－６　〇〇年度　〇〇事業箇所別実施計画表」を準用する。

１　〇〇年度治山事業変更計画総括表

県（都道府）

事業区分	計画番号	変更区分	箇所				変更内容		変更理由	協議結果
			郡（市）	町（村）	大字	字	本工事費等	計画内容		

記載注意
１　変更区分は、追加、廃止に区分して記入する。
２　追加の場合の計画番号は、当初計画の一連番号とする。
３　変更内容は、変更工事費等及び計画内容（例　谷止工　〇基　〇〇〇m3）を記入する。
４　変更理由は、簡明に記入する。

様式４

番　　号
年　　月　　日

殿

県（都道府）知事　氏　　名

〇〇年発生〇〇災害に係る治山等激甚災害対策特別緊急事業計画書の
提出について

〇〇年〇月〇日発生の〇〇災害に係る治山等激甚災害対策特別緊急事業計画書を下記のとおり提出します。

記

１　対象地区の災害の概況
２　対象地区被害状況報告表
３　事業計画総括表
４　事業計画明細表
５　事業箇所別計画表
６　計画位置図

１　対象地区の災害の概況
（1）　対象地区　　〇〇県（都道府）〇〇地区
（2）　対象市町村
（3）　災害の概況
　ア　災害発生に至った気象等概況
　イ　降雨量等
　ウ　被害概況
　（ｱ）　人的被害及び家屋被害
　（ｲ）　治山関係被害
　エ　その他

２　対象地区被害状況報告表

県（都道府）

地区	市町村	家　屋　被　害						激甚災害対策特別緊急事業申請額	
		全壊（流失）	半壊	一部損壊	軒下浸水	床上浸水	床下浸水	治山事業	砂防事業及び地すべり対策事業
		戸	戸	戸	戸	戸	戸	千円	千円

記載注意
１　地区は、対象地区を記入する。
２　市町村ごとに記入する。

3　事業計画総括表

県（都道府）

大分類流域	市町村	被害			総復旧計画		＊一定計画			災害関連緊急治山等事業			事業計画						備考
													県申請			＊協議			
		箇所数	面積	被害額	箇所数	工事費A	箇所数	工事費B=C+E	進度B/A	箇所数	工事費C	進度C/A	箇所数	工事費D	進度D/A	箇所数	工事費E	進度E/A	
			ha	千円		千円		千円	%		千円	%		千円	%		千円	%	
合計																			

記載事項
1　本表は、市町村ごとに記入し、大分類流域で計、地区で合計をとる。
2　面積の記入に当たっては、小数点以下2位を四捨五入し、1位止めとする。
3　総復旧計画は、災害による当該荒廃地の全体復旧計画から既定計画を控除した新たに発生又は拡大した荒廃地に係る計画を記入する。
4　進度や総復旧計画に対する各区分の割合の記入に当たっては、小数点以下2位を四捨五入し、1位止めとする。

4　事業計画明細表

県（都道府）

地区	計画番号	箇所				事業計画					※協議					直接保全対象							その他
		郡(市)	町(村)	大字	字	工種	数量			計画額	工種	数量			計画額	人家	耕地	国道県道	その他道路	公共施設	農用水路		
							H	L	V			H	L	V							延長	かんがい面積	
							m	m	m3	千円		m	m	m3	千円	戸	ha	m	m		m	ha	

記載注意
1　計画番号は、事業計画一連番号とする。
2　事業計画は、次により記入する。
（1）工種は、治山ダム工（えん堤、谷止、床固）、山腹工等に区分する。
（2）計画額は、本工事費等とし、単位は千円とする。
3　地区の最終欄に「その他経費」欄を設け、機械器具費、営繕費及び工事雑費等を一括し、その合計額を記入する。
4　市町村ごとに小計、大分類流域ごとに計、事業実施地区ごとに合計をとる。

５　事業箇所別実施計画表

⑴　計画表

「様式２－６－⑴－ア計画表」に準じて作成する。
　ただし、「全体計画」とあるのは「総復旧計画」と、「〇〇年度計画」とあるの「治山等激甚災害対策特別緊急事業計画」と読み替えるものとする。

⑵　計画図
「様式２－６－⑵」に準じて作成する。

「様式２－６－⑶」に準じて作成する。

６　事業計画位置図

⑴　都道府県全体図（縮尺20万分の１の地形図、ただし北海道は縮尺60万分の１の地形図）を用いて作成する。

⑵　計画位置を次の事業別記号により記入し、「様式４－４治山等激甚災害対策特別緊急事業計画明細書」と同一番号を付する。

災害関連緊急治山等事業	緑	緊
治山等激甚災害対策特別緊急事業	赤	激

⑶　対象市町村を赤太線（2mm）で区画する。

⑷　国有林は、淡緑色、河川、砂防及び地すべり激甚災害対策特別緊急事業は、黒色 河 砂 地 、既指定保安林は淡青、計画保安林は淡青ハッチとする。

様式５

番　　号
年　　月　　日

殿

県（都道府）知事　氏　　名

〇〇年発生〇〇災害治山等激甚災害対策特別緊急事業実施計画書の提出について

〇〇年〇月〇日発生の〇〇災害に係る治山等激甚災害対策特別緊急事業実施計画書を下記のとおり提出します。

記

１　事業実施計画総括表
２　事業実施計画明細表

１　事業実施計画総括表

県（都道府）

大分類 流　域	市町村	総復旧計画		一定計画		災害関連緊急治山等事業		治山等激甚災害対策特別緊急事業実施計画				備考
								〇〇年度		〇〇年度		
		箇所数	工事費	箇所数	工事費	箇所数	工事費	箇所数	工事費	箇所数	工事費	
			千円		千円		千円		千円		千円	
合計												

記載注意
様式４－３　　「事業計画総括表」の記載注意と同様とする。

２　事業実施計画明細表

県（都道府）

大分類 流域	計画番号	箇所				治山等激甚災害対策特別緊急事業					災害関連緊急治山等事業					備考
		郡(市)	町(村)	大字	字	工種	数量			計画額	工種	数量			実施予定額	
							H	L	V			H	L	V		
							m	m	m3	千円		m	m	m3	千円	
合計																

記載注意

１　計画番号は、様式４－４の「事業計画明細表」の番号を記入する。

２　その他の事項については、様式４－４の「事業計画明細表」の記載注意と同様とする。

様式6

番　　号
年　　月　　日

殿

県（都道府）知事　氏　　名

〇〇年発生〇〇災害治山等激甚災害対策特別緊急事業実施計画書を下記のとおり変更したいので協議します。

記

1　事業実施計画変更明細表

1　　事業実施計画変更明細表

県（都道府）

大分類流域	計画番号	箇所				当初計画					変更計画					備考
		郡（市）	町（村）	大字	字	工種	数量			計画額	工種	数量			計画額	
							H	L	V			H	L	V		
							m	m	m3	千円		m	m	m3	千円	
合計																

記載注意
1　計画番号は、様式5－2の「事業実施計画明細表」の番号を記入する。
2　その他の事項については、様式4－4の「事業計画明細表」の記載注意と同様とする。

様式7

番　　号
年　　月　　日

殿

県（都道府）知事　氏　　名

〇〇年度治山事業箇所別設計書の協議について（第〇次協議）

〇〇年度治山事業箇所別設計書を下記のとおり協議します。

記

1　計画協議箇所表
2　箇所別設計書（別冊のとおり）

1　　計画協議箇所表

県（都道府）

事業区分	計画番号	箇　所				実施予定		設計協議		＊協議内容
		郡(市)	町(村)	大字	字	実施予定額	内容	設計額	内容	

記載注意
1　計画番号、箇所、実施予定額は、「様式２－５　〇〇年度〇〇事業計画明細表」に基づき記入する。
2　内容は、主たる工種、種別、数量を記載する。
3　金額は、単位千円とする。

様式８

番　　号
年　　月　　日

殿

県（都道府）知事　氏　　名

〇〇年度治山事業箇所別設計書の変更協議について（第〇次協議）

〇〇年度治山事業箇所別設計書を下記のとおり変更したいので協議します。

記

１　設計変更協議箇所表
２　変更箇所別設計書（別冊のとおり）

1　　設計変更協議箇所表

県（都道府）

事業名	変更区分	計画番号	申請番号	箇　　所				実施予定		当初設計		変更設計		協議内容
				郡(市)	町(村)	大字	字	実施予定額	内容	設計額	内容	設計額	内容	

記載注意
1　変更区分は、林業関係事業補助金等交付要綱に定める「重要な変更」か「重要な変更以外の変更」かの別を「重変」、「その他」の記号で記入する。
2　計画番号、箇所、実施予定額は、「様式２－５　〇〇年度〇〇事業計画明細表」に基づき記入する。
3　申請番号は、補助交付申請番号を記入する。
4　内容は、主たる工種、種別、数量を記入する。

様式９

番　　号
年　　月　　日

殿

県（都道府）知事　氏　　名

〇〇年度治山事業設計総括書の協議について

〇〇年度治山事業設計総括書を別冊のとおり協議します。

様式10

番　　号
年　　月　　日

殿

県（都道府）知事　氏　　名

〇〇年度治山事業設計総括書の変更協議について

〇〇年度治山事業設計総括書を別冊のとおり変更したいので協議します。

様式11－1

索引番号	
流域名	

治山台帳　箇所別表

施行年度			事業名		工種 （施設名）	
施工地の概要等	小流域（支流） 及び地区名				位置	県　市　町 郡　村　字　番
	施工面積等	渓間安定面積　ha 山腹工事面積　ha 保安林管理道　幅　m，延長　m	保安林種及び 編入年月日	年　月　日	森林所有者	
	施工効果面積	ha	竣工額		保全対象 の 概 要	人家（　戸），公共施設（除，道路）（　戸，m，m2），鉄道（　km），国・市町村道・林道（　km），その他（　）
	工期期間		登載月日			
		[現場担当者]　[検査員]　[請負者] [その他参考事項]				

事業の内容（種類・構造・施工額等）							施設の経過（点検整備状況）			
工種	構造	数量	単位	単価	金額	備考	年月日	点検整備の状況	点検者	備考

記載要領

1. 治山台帳・箇所別表は、年度ごとに、事業の種類別、箇所別に作成する。
   1箇所の施工に2年以上を要するものは、各年度ごとに記載し、竣工年度において一括表を付する。
2. 繰り込み順序は、流域ごとに毎年継続して一連の索引番号を付し、流域ごとに小流域、年度、索引番号に繰り込むものとする。（この場合、小流域区分ごと等に適宜見出し又は番号を設ける。）
3. 小流域とは、一定のまとまりをもって治山事業を計画的・効率的に実施するのが適当な区域をいい、支流域を実態に応じて細分（おおむね500ha程度）したものとする。
4. 改廃、補修等のほか記載事項に異動がある場合は、その都度整理する（様式11－2及び11－3において同様とする。）。
   なお、記載内容について誤りがあるときは、朱線を画して訂正の上、備考欄に訂正年月日を記入する。
5. 工種（施設名）欄は、主たる工種（例えば、谷止工、山腹工等）をもって記入する。
6. 施工地の概要等欄、施工面積は、様式2－6－(1)－ア～キ－(ア)の表中の施工面積を記入する。
7. 事業の内容欄、工種は、渓間工、保安林管理道はすべての工種を、山腹工は面積及び主たる工作物等について記入する。なお、現場管理費、一般管理費等間接経費については、工種欄にその他として一括計上する。
8. 施設の経過欄は、点検状況（施設の破壊、崩壊拡大の有無、植栽木の枯損等の状況及び機能発揮の状況等）又は整備・補修・保育等を行った場合の状況をそれぞれ簡明に記入する。
9. 金額は千円単位で記入する。

様式11－2

索引番号	

治山台帳　図書等

[構造図・平面図]

[完成写真]

記載要領

1．治山台帳・図書等は、治山台帳・箇所別表の裏面とし、当該箇所ごとに設計図（縮小した構造図及び平面図等）及び完成写真を貼付する。なお、写真の貼付が困難な場合は、別紙を用いて添付しても差し支えない。

様式11－３

流域名	
小流域（支流）（地区名）	

治山台帳　総括表

索引番号	施行年度	事業名	工種（施設名）	数量	単位	竣工額	施行効果面積	備考
						千円	ha	

記載要領

1. 治山台帳・総括表は、小流域ごとに作成し、治山台帳・箇所別表により毎年度当該年度の施行分を記入の上、流域ごとに綴り込むものとする。
2. 箇所数（施設の数量）及び竣工額等について、毎年度の計及び累計実績を記入する。
3. 本表の裏面に、施行位置図を添付し、主たる工作物について、位置、施行年度、索引番号等を簡明に記入する。

様式11　補助表

治山施設点検整備表

事業名		索引番号	
施行地		施行年度	
点検整備状況			
点検年月日	点検状況	整備状況	

記載要領

1　本表は、治山台帳の補助表として作成する。
2　事業名、索引番号、施行地、施行年度は、治山台帳と一致させる。
3　点検年月日は、施設の点検整備を行った年月日を記入する。
4　点検状況は、施設の破損状況、破壊の拡大の有無、植栽木の枯損状況、機能発揮の状況等について簡明に記入する。
5　整備状況は、施設の補修状況、保育状況等について簡明に記入する。